

申請は **2026年12月25日(金)** まで!

2026年度

町田市住まいの防犯対策補助金

自宅の強盗・空き巣等への防犯対策を支援します!

「闇バイト」等による強盗や空き巣などから命と財産を守るため、ご自宅に設置する防犯カメラ等の防犯機器の購入費等の一部を補助します。

対象

町田市に居住し、住民登録をしている方

※ 申請は1世帯1回に限ります

※ 「町田市住まいの防犯対策補助金(2025年度実施分)」
または都内の他自治体の同類の補助金の交付を受けた世帯及びその構成員を含む世帯は対象外です

対象物件

一戸建て住宅・共同住宅の専有部分

※ 賃貸住宅を含みます

※ 現に居住している住宅に限ります

補助金額

購入・設置金額(税込)の**2分の1**
(**最大1万円**を補助)

※ ポイント利用分は購入・設置金額から除きます

※ 複数の防犯機器を合わせて申請できますが、
補助金額の上限は変わりません

※ 補助金額の1000円未満の端数は切り捨てです

(例1) 購入金額が1万7000円
→補助金額は**8000円**(500円は切り捨て)

(例2) 購入金額が5万5000円
→補助金額は**1万円**(補助上限金額)

補助件数

5000件(先着順)

※ 必要書類がすべて揃った時点での先着順です

申請期間

2026年5月1日(金)から**12月25日(金)**まで

※ 申請額が予算の上限に達した場合は、年度途中で
受付を終了します。

※ 郵送の場合は消印有効です。

対象となる防犯機器 や 申請方法 などは **裏面** をご覧ください 



対象となる防犯機器 (2026年4月1日～12月25日に購入したものに限り)

- 防犯カメラ(屋外から視認できる場所に設置するものに限る)
- カメラ付きインターホン
- 防犯フィルム
- 面格子
- センサーライト(屋外に設置するものに限る)
- 防犯性能の高い錠・補助錠
- サムターンカバー・ロックカバー
- 防犯砂利
- センサーアラーム
- ダミーカメラ
- その他市が認める防犯機器

譲受品、リース品、個人間売買・オークション・フリマアプリ(サイト)での購入品は対象外です

別売りの防犯機器の関連用品や価格が別途設定されているオプション品は、原則として補助対象外です。オプション品や関連機器、上に記載のない機器など、補助対象かどうか判断に迷う場合は、購入される前に市民生活安全課までご相談ください(電話 042-724-4003)

申請方法

オンライン(LINE)

町田市公式LINEを友だち追加後、案内に従って必要事項を入力の上、以下の**必要書類**を撮影した写真を添付してください。

LINE申請はコチラから



二次元コードが読み取れない場合は以下の手順でも申請できます。

- ① 町田市公式LINEメインメニュー
- ② 申請・手続き
- ③ 住まいの防犯対策補助金申請

郵送または市民生活安全課窓口

申請書に記入し、以下の**必要書類**を添えて、郵送または直接、町田市市民生活安全課へ提出してください。(〒194-8520 町田市森野2-2-22)

申請書の配布場所(市HPでダウンロード可)

- 市民生活安全課(市庁舎3階)
 - 各市民センター、各連絡所
- ※ 各市民センター、各連絡所での窓口受付は行っていません

必要書類

- 以下の①～⑤の項目全てが確認できる**領収書の原本**
※ 領収書は切り取らずそのまま添付してください
① 購入者名(申請者名のものに限る) ② 購入日(注文日) ③ 購入店名 ④ 商品名(品番)
⑤ 防犯機器ごとの購入金額(設置金額を含む)、クーポン・ポイント等の利用額(該当がある場合)
(例) 防犯カメラ: 19,800円、防犯カメラ設置工事: 15,000円、防犯フィルム: 7,998円
- **申請者名義の振込先口座情報の写し**(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義が確認できるもの)
- **申請者の本人確認書類の写し**(住所、氏名、生年月日が確認できるもの)
マイナンバーカードの場合 表面のみを提出
資格確認書の場合 保険者番号、被保険者記号・番号をマスキングして提出

交付決定・入金時期

申請から概ね3ヶ月後(不備が無い場合)

- ※ 交付決定または不交付決定の通知は郵送します。入金時期は通知でご確認ください
- ※ 交付決定・入金時期は、申請の受付状況によってお時間をいただく場合があります

その他の注意事項

- 購入した防犯機器等を共同住宅・賃貸住宅に設置する場合は、所有者等から設置に関する同意を得てください。
- 設置費用を請求できるのは、専門業者が設置を行った場合に限りです。
- カメラ機能のある防犯機器等を購入・設置する場合は、
①設置場所・撮影範囲が住宅等の敷地内であること、
②やむを得ず敷地外が撮影範囲に入る場合は、近隣住民等のプライバシー保護に配慮し、撮影範囲内の住宅等の使用者の同意を得ること、
③画像データを適正に管理することが必要です。